

豊農第20号
令和6年1月23日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

豊明市長 小浮正典

市町村名 (市町村コード)	豊明市 (23229)
地域名 (地域内農業集落名)	西沓掛地区 (本郷、徳田、山田、山新田、宿、寺内、荒井、西川、大久伝)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年1月13日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区では、農業者の高齢化が進んでおり、自らの手で耕作することが不可能となった農業者の農地が、耕作放棄地となる懸念がある。併せて、後継者の不足も、耕作放棄地の増加につながる恐れがあるため、担い手を見つけることが喫緊の課題であるが、人材育成の場や機会が不足していること、そして農作物のブランド力が不足しており、農業を行っても利益が出にくいことから、課題の解決に結びつけることができていないのが現状である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当該区における農地の将来の耕作は、意欲のある(耕作のできる)人・法人、意欲のある後継者にまかせる。その上で、地域の全部の農地を維持したいが、現実的には難しいので、優良な(広い、耕作しやすい、機械化しやすい)農地、農業振興地域の農用地を維持していく。また、小規模農地を集約して大きな農地にしたり、耕作者の見つかりにくい畠の利用方法などを検討する。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	207 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	(未定) ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	(未定) ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

(令和6年度に開催する第2回協議の場にて協議予定)

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
意欲のある人・法人、意欲のある後継者を中心に、優良な(広い、耕作しやすい、機械化しやすい)農地、農業振興地域の農用地を集積・集約していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
(第1回協議の場及び第2回協議の場にて意見を聴取し、それらを総合して方針を検討・策定予定)
(3) 基盤整備事業への取組方針
(第1回協議の場及び第2回協議の場にて意見を聴取し、それらを総合して方針を検討・策定予定)
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
(第1回協議の場及び第2回協議の場にて意見を聴取し、それらを総合して方針を検討・策定予定)
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
(第1回協議の場及び第2回協議の場にて意見を聴取し、それらを総合して方針を検討・策定予定)

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】